

島根地方最低賃金審議会 第430回会議 議事録

- 1 日 時 令和5年7月6日(木) 午前10時30分～午前11時20分
- 2 場 所 松江地方合同庁舎 共用第4会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席4名 定数5名
労働者代表委員 出席5名 定数5名
使用者代表委員 出席5名 定数5名
- 4 主要議題 ○会長及び会長代理の選出
○中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告について
○島根県最低賃金の改正諮問について
○専門部会の設置並びに最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の議決について
○運営小委員会の設置について
○公開と意見陳述について
○労働団体からの要請書について

【指導官】 定刻となりましたので始めたいと思います。本日は大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

ただ今より第430回島根地方最低賃金審議会を開会いたします。

本年5月1日付けで皆様に第57期委員への就任をお願いしてから初めての本審議会ですので、会長及び会長代理が選出されますまでは事務局において議事進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

最初に事務局職員の紹介、委員の出席状況に関する報告、労働局長挨拶、配付資料の確認を行いますのでよろしくお願いいたします。

【指導官】 本年4月1日付け人事異動で事務局職員の異動がありましたので、職員の紹介をさせていただきます。

資料確認と前後しますが、青色のインデックス資料No.2の事務局体制を御覧下さい。

労働局長は、宮口でございます。

【局長】 昨年より局長をしております宮口です。どうぞよろしくお願いいたします。

【指導官】 局長には後ほど御挨拶させていただきます。

労働基準部長は、三上でございます。

【部長】 三上です。よろしくお願いいたします。

【指導官】 賃金室長は鎌田でございます。

【室長】 鎌田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【指導官】 賃金指導官は異動がありまして、わたくし吉岡でございます。よろしくお願いいたします。

以上4名で今年度の事務局を担当させていただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、委員の出席状況等について御報告します。

本日は、公益の小田川委員から「欠席」の連絡をいただいておりますが、最低賃金審議会令で定める定足数を満たしており、本日の会議は有効に成立しますことを御報告します。

また、本日の会議及び議事録につきましては、公開となっております。

本日の会議の公開につきまして、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに6月26日から7月3日まで掲示いたしました結果、3名の傍聴希望者があり、本日2名の方が傍聴されておりますので御報告します。傍聴者の様方には傍聴にあたっての遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

また、報道機関が4社お見えになっておりますので併せてお知らせいたします。

それでは、労働局長の宮口が御挨拶させいただきます。

【局長】 本日は大変お忙しい中、お暑い中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、日頃から島根労働局の行政運営に多大な御理解と御協力を賜っておりますことを重ねて御礼を申し上げます。

本日出席の委員の皆様方は、5月1日付けで第57期委員として任命させていただきました。一部委員の交代もあり、本日の会議が新メンバーでの最初の本審議会となります。よろしくお願いいたします。

本日は、令和5年度の島根県最低賃金の改定について諮問し、調査審議をお願いすることとしています。このあと審議方法等につきましてご説明させ

ていただきまして、本年度の最低賃金改定に向けた審議が始まるということになります。

今年度、目安制度が変更されまして初めての審議となりますが、円滑な審議につきまして、どうぞよろしくお願いいたします。

中央におきましては、6月16日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針）」と「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」では、最低賃金については、今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりとした議論を行う。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間の格差の是正を図る。とされました。

6月30日に、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対して、地域別最低賃金額改定の目安について諮問が行われ中央での審議が始まっております。中央での目安答申は7月下旬頃に行われる予定と聞いております。

さて、県内の経済情勢を見てまいりますと、7月3日付けの日銀松江支店発表の山陰の金融経済動向によりますには、景気は一部に弱い動きがみられるものの全体として持ち直しており、個人消費は持ち直しているが、製造業の生産は弱い動きとなっているとされています。

また、県内の雇用情勢でございますが、5月の有効求人倍率は1.55倍で、4月に比べて0.04ポイント下がったものの、全国平均の1.31倍を大きく上回っており全国5番目の高さであり、業種や個々の企業によって状況は異なりますが、多くの業種において人手不足の状況が続いているところ です。

ただ、物価の高騰、原材料価格の上昇、円安の動きなど世界情勢の変化などが今後の雇用情勢に与える影響に引き続き注視していかなければならないと考えております。

このような状況の中で、企業において雇用を維持しつつ、人材の有効的な活用を通じた生産性の維持・向上、そして労働移動の円滑化を図れるよう厚生労働省としましても各種支援策を行っているところでございます。

この最低賃金・賃金引上げは政府の重要政策とされており、賃上げしやすい環境整備に向けた支援策として、事業場内の最低賃金の引き上げを進めるための業務改善助成金等につきましても、より多くの方にご活用いただけるよう、引き続き、周知・広報に努めてまいりたいと思います。

審議会委員の皆様方におかれましては、島根県における最低賃金を取り巻く事情を総合的に勘案いただきまして、御審議賜りますようお願い申し上げます。

まして挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【指導官】 続きまして、配付資料の確認をお願いします。

本日は、「会議次第」、「座席表」の1枚ものと、会議資料として青いインデックスのナンバー1からナンバー11を綴じたものをお配りしています。

資料ナンバー1が「第57期島根地方最低賃金審議会委員名簿」、資料ナンバー2が「令和5年度審議会事務局体制」、資料ナンバー3は「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」の9枚ものです。資料ナンバー4が「最低賃金法及び最低賃金審議会令の抜粋」、資料ナンバー5が「島根地方最低賃金審議会運営規程」、資料ナンバー6が「島根地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程」、資料ナンバー7が「島根地方最低賃金審議会公開事務処理要領」、資料ナンバー8が「最低賃金の大幅な引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請書(写)」です。資料ナンバー9は「最低賃金の大幅引上げを求める会長声明」で2枚ものです。資料ナンバー10が「令和4年度審議会等関係会議開催状況」で3枚ものです。資料ナンバー11が「令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表」で2枚ものです。以上、青インデックスのナンバー1からナンバー11までが資料その1となります。

また、資料その2としまして、グレーのファイルに赤インデックスのナンバー1からナンバー18までを綴じた「賃金引上げ関係」、「賃金統計関係」、「経済指標・行政関係」、「生活保護関係」の資料をとりまとめたものをお配りしております。

それから机上資料として、令和5年6月16日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2023(関係部分抜粋)」で3枚もの、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(関係部分抜粋)」で3枚もの、中央最低賃金審議会第1回目目安小委員会資料の「最低賃金に関する調査研究」で8枚もの、「足元の経済状況等に関する補足資料」で23枚もの、この4つをお配りしております。

このほか、労使代表の委員の皆様には、令和5年度版の最低賃金決定要覧という冊子をお配りしています。公益委員の皆様には先月行いました公益委員会議においてお配りしております。

以上が本日お配りしています資料となります。

それでは会議次第の2番目、第57期委員の紹介ということで事務局から御紹介させていただきます。

【室 長】 それでは、本年5月1日付けで委嘱しました、第57期島根地方最低賃金審議会委員の皆様方を御紹介させていただきます。

お手元にお配りしました「資料その1」の青いインデックス、資料No.1の名簿にしたがいまして、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員の順に50音順で御紹介いたします。

はじめに公益代表委員は、山陰中央新報社専務取締役の小田川真一委員、本日はご欠席です。

島根大学法文学部准教授の藤本晴久委員。

【藤本委員】 よろしく申し上げます。

【室 長】 しまね自然と環境財団松江事務所長の松本洋子委員、新任となります。

【松本委員】 よろしく申し上げます。

【室 長】 元NHK松江放送局副局長の森山卓三委員、新任となります。

【森山委員】 よろしく申し上げます。

【室 長】 元出雲市芸術文化振興財団出雲文化伝承館館長の吉田美智子委員。

【吉田委員】 吉田です。よろしく申し上げます。

【室 長】 以上の5名でございます。

次に労働者代表委員は、日本労働組合総連合会島根県連合会事務局長の景山誠委員。

【景山委員】 よろしく申し上げます。

【室 長】 UAゼンセン島根県支部長の島田一英委員。

【島田委員】 島田です。よろしく申し上げます。

【室 長】 パナソニックソーラーシステム製造労働組合執行委員長長の西尾和孝委員。

【西尾委員】 よろしく申し上げます。

【室 長】 菱農エンジニアリング労働組合副執行委員長の福田真子委員、新任となります。

【福田委員】 よろしく申し上げます。

【室 長】 一畑電鉄労働組合一畑バス支部職場委員の山本楽委員。

【山本委員】 申し上げます。

【室 長】 以上の5名でございます。
次に使用者代表委員は、株式会社こばやし専務取締役の小林直子委員。

【小林委員】 よろしく申し上げます。

【室 長】 松江商工会議所専務理事の松浦俊彦委員。

【松浦委員】 よろしく申し上げます。

【室 長】 一般社団法人島根県経営者協会専務理事の森脇建二委員。

【森脇委員】 森脇です。よろしく申し上げます。

【室 長】 協同組合島根県鐵工会専務理事の若松志昌委員。

【若松委員】 よろしく申し上げます。

【室 長】 有限会社高浜印刷専務取締役の渡邊澄子委員、新任となります。

【渡邊委員】 よろしく申し上げます。

【室 長】 以上の5名でございます。
委員の皆様方には、令和7年4月末までの任期2年間、審議会の円滑な運営など御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、資料ナンバー1の名簿につきましては、審議会資料としてホームページへ掲載することとなりますのでご承知おきください。

【指導官】 それでは、会議次第の3番目、会長及び会長代理の選出に移ります。

【室長】 会長及び会長代理の選出につきましては、最低賃金法第24条第2項の規定により、「公益委員を代表する委員のうちから委員が選挙する」こととなっております。

島根におきましては、委員からの推薦をいただいているところですが、どなたか推薦をお願いできますでしょうか。

【景山委員】 それでは私から推薦させていただいてよろしいでしょうか。

【室長】 はい。

【景山委員】 会長に藤本委員、会長代理に吉田委員を推薦したいと思います。

【室長】 ありがとうございます。

ただいま景山委員より、「会長に藤本委員、会長代理に吉田委員」との御発言がありましたが、委員の皆様、異議はございませんか。

(「異議なし。」)

【室長】 ありがとうございます。会長には藤本委員、会長代理には吉田委員が選出されましたことを御報告します。

【指導官】 ありがとうございます。

それでは、会長の藤本委員、会長代理の吉田委員よろしくお願いいたします。藤本会長に代表して御挨拶をいただき、以降の会議の進行をお願いしたいと思います。

【会長】 会長となりました藤本でございます。よろしくお願いいたします。

今年度は島根がBランクになって初めての審議となりますが、最低賃金を取り巻く事情は厳しいことから、労使双方に様々な御意見があろうかと思いますが、島根県にふさわしい最低賃金額となりますよう真摯な議論をよろし

くお願いします。

公益委員としましても公正中立な立場から円滑な議事運営に努めて参りたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

【会 長】 それでは、会議次第の4番目、目安制度の在り方に関する全員協議会報告について、事務局から説明をお願いします。

【室 長】 青のインデックス資料No.3を御覧ください。2枚目以降が報告の全文となりますが、報告内容が取りまとめられている1枚目のパワーポイントにより説明します。

資料No.3の1枚目の表面に目安制度の在り方に関する全員協議会について記載されています。中央最低賃金審議会から目安が示されますが、この目安制度についておおむね5年ごとに見直しの協議が行われており、今回は令和3年5月から延べ11回の全員協議会が開催され、本年4月6日に全員協議会報告が取りまとめられました。

裏面を見ていただきますと、上段のとおり、報告に沿って4項目に分けて記載されていますが、本日は地方審議会にも大きく関係してくる最初の2項目について、そのうちの主な内容を説明します。

1. 中央最低賃金審議会における目安審議の在り方のところで(3)議事の公開につきまして「公労使三者が集まって議論をする部分については公開することが適当」とされ、中央最低賃金審議会では今年度の審議からそのような取り扱いがなされております。島根においてどうするかは後ほど説明をします。

2. 地方最低賃金審議会における審議に関する事項のところで(2)ランク制度の在り方について、一つ目の○印としましてランク制度の維持は妥当であることを改めて確認する。

二つ目の○印で47都道府県の総合指数の差が縮小傾向であることや、ランク区分の数が多ければその分ランクごとに目安額の差が生じ、地域別最低賃金額の差が開く可能性が高くなることを踏まえ、ランク数は4から3に見直す。

三つ目の○印で現行のランクとの継続性を重視しつつ、ランク間の適用労働者数の偏りをできるだけ是正するため、AランクとBランクの適用労働者数は同程度とするとされました。

この考え方の下で、諸指標による都道府県の総合指数を踏まえた結果、島根は、昭和53年度の制度化以来続いてきた4ランク制でのDランクから、3ランク制でのBランクに令和5年度から変更されることになりました。

以上、全員協議会報告の主な内容についての説明とさせていただきます。

【会 長】 ただ今の事務局説明について、ご意見やご質問はあります。

(「意見なし。」)

【会 長】 続きまして、会議次第の5番目、島根県最低賃金の改正諮問について、事務局、お願いします。

【室 長】 これより労働局長が島根県最低賃金の改正諮問を行います。

(局長と会長が中央に移動)

【局 長】 (諮問文を読み上げ)

「島根県最低賃金の改正決定について。最低賃金法第12条の規定に基づき、島根県最低賃金の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針2023に配意した、貴会の調査審議を求める。」

以上、よろしく願いいたします。

【会 長】 ただいま、労働局長から審議会へ諮問をいただきました。

今年の島根県最低賃金の調査審議が始まりますが、何か諮問に対してご質問はありませんか。

(「意見なし。」)

【会 長】 続きまして、会議次第の6の「(1) 専門部会の設置並びに最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の議決について」事務局から説明をお願いします。

【室 長】 それでは、改正決定の審議方法にあたって、専門部会委員の任命予定についての説明とこの審議会での議決をお願いしたい2つの案についての説明をさせていただきます。

まず、専門部会の設置と組織の予定について御説明します。

資料ナンバー４に「最低賃金法と最低賃金審議会令の抜粋」を付けておりますが、最低賃金の改正諮問があった場合には、最低賃金法第２５条第２項の規定により専門の事項を審議するため専門部会を置かねばならないと規定されており、また、同条第３項及び審議会令第６条第１項で、専門部会を組織する委員は公・労・使各同数の９名以内で組織すると規定されております。

島根地方最低賃金審議会においては、今まで慣例で公労使各３名の９名により専門部会を組織しております。今年も例年どおりでよろしいか、後ほど御審議願います。

その専門部会の労働者代表委員及び使用者代表委員につきましては、本日７月６日付で島根労働局一般公示を行い、７月２１日（金曜日）を締め切りとして関係者からの推薦を求め、その後、速やかに任命したいと考えております。

また、公益代表委員につきましては、労働局長が適任者を選任し、任命する予定でおります。

今回の諮問に伴い、同じく本日７月６日付けで最低賃金の改正決定に係る関係労・使の意見を求める公示を７月２６日水曜日まで行うこととしておりますので、併せてお知らせいたします。

次に本審議会で審議のうえ議決をお願いしたい２点についてご説明いたします。

１点目ですが、審議会令第６条第５項によると「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されており、本審議会でのこの議決をいただきますと専門部会の決議後に改めて審議会で決議する必要がなくなることとなります。

なお、審議会での議決が不要になる場合は、「専門部会において全会一致で議決された場合に限る。」よう運用することとされています。

２点目としては、同じく審議会令第６条第７項の取り扱いでございますが、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」とあります。第６条第５項と同様に本日その旨の議決がいただければ、専門部会終了後改めて審議会での議決する必要がなくなります。

以上、専門部会の定員を９名とする御審議が１点、それと事前に審議決定いただきたい事項として審議会令第６条第５項と第７項関係の２点を提案させていただきます。御審議をよろしく願います。

【会 長】 ただ今事務局の説明がございましたが、何かご意見や質問はありますか。

【景山委員】 提案どおりで構いません。

【森脇委員】 こちらも結構です。

【会 長】 では、専門部会は公労使各3名で定員9名とし、審議会令第6条関係の2点については、あらかじめ議決するということにします。

専門部会は9名の委員とすること、審議会令第6条第5項の「最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすること」及び第7項の「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決によりこれを廃止すること」の適用についていずれも決定させていただきます。

【会 長】 続きまして、会議次第の6の「(2) 運営小委員会の設置について」事務局から説明をお願いします。

【室 長】 運営小委員会の設置について御説明します。

資料No.5を御覧下さい。島根地方最低賃金審議会運営規程第3条で「会長は審議会の議決により特定の事案について事実の調査をし又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる」と規定されており、今年度においても運営小委員会を設置しておきたいと考えております。

「必要な案件が発生した時に迅速に対応する」という意味合いで設置を諮るものであり、当局の場合は、毎年「特定最低賃金の改正の必要性を検討する」際に開催しています。

運営小委員会の設置につきましてご審議をお願いします。

【会 長】 ただ今事務局の説明がありました運営小委員会の設置につきましてご意見等何かありますか。

(「異議なし。」)

【会 長】 それでは例年どおりを設置することとします。

事務局より運営小委員会設置の手続き等の説明をお願いします。

【室 長】 引き続き資料No.6 の島根地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程をご覧ください。第2条の規定により、「労働者を代表する委員、使用者を代表する委員各2名及び審議会の会長及び会長代理をもって構成する。」となっておりますので、公益は会長と会長代理となりますが、労働者側と使用者側にはそれぞれ2名の指名をお願いしたいと思います。

【会 長】 労使各側から2名の委員を指名することとなりますがいかがでしょうか。

【森脇委員】 使用者側の委員としたしまして、わたくし森脇と若松委員をお願いしたいと考えております。

【景山委員】 労働者側は、島田委員と私の2名でお願いしたいと思います。

【会 長】 それでは確認させていただきますが、運営小委員会の委員は、公益側は会長と会長代理となっておりますので、私と吉田委員、労働者側は景山委員と島田委員、使用者側は森脇委員と若松委員を指名させていただきますのでよろしくをお願いします。

【会 長】 続きまして、会議次第の6の「(3)公開と意見陳述について」事務局から説明をお願いします。

【室 長】 資料No.5 の島根地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項と、資料添付はしていませんが各種最低賃金専門部会運営規程第5条第1項に「会議は、原則として公開とする。」とされており、原則、会議は公開です。

しかしながら、それぞれの運営規程の同じ条文但書で「ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長あるいは部会長は、会議を非公開にすることができる。」とされています。

昨年は、審議会・専門部会ともに公開にしたものと但し書きを適用して非公開にしたものがそれぞれありましたが、先程の次第の4で説明しました「目安全協報告」に基づきまして、但し書きに留意をしつつ可能な範囲で公開化を進めていければと思っています。

目安全協報告では、「公労使三者が集まって議論を行う部分は公開するこ

とが適当」とされていますので、島根地方最低賃金審議会としましても一律に非公開とはせずに公労使三者が集まる場面は基本的に公開することとし、ただし、先ほども読み上げましたが、運営規程の但し書きで「個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長・部会長は、会議を非公開にすることができる。」となっていますので、このような場面では、会長・部会長の判断により公開の途中から非公開に切り替えて審議を行うこととしては思っております。

「公労使三者が集まる場面は基本的には公開とするが、何らかの支障等のおそれがある場合は、会長・部会長が非公開とする」ということについて、後ほど御審議いただきたいと思っております。

なお、公開したところは議事録を公開、非公開としたところは議事要旨を公開することになります。

続きまして、審議会の開催にあたっての意見陳述への対応について説明します。

最低賃金法第25条第6項では「審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。」とされ、島根地方最低賃金審議会運営規程第5条第3項と、専門部会運営規程第4条第3項に「会長（部会長）が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。」とされています。

毎年、しまね労連などから、改正諮問に伴う関係労働者及び関係使用者からの意見聴取の公示に対する意見書提出、そして県最賃額改正決定に関する公示に対し異議の申出があり、目安伝達本審及び異議審において意見陳述が行われています。

今年も目安伝達本審及び異議申し出があれば異議審での意見陳述を希望されるものと思われませんが、意見陳述の実施について御協議をお願いします。

以上、「公開・非公開の扱い」と「意見陳述への対応」についての2点について御審議願います。

【会長】 事務局から公開と意見陳述について話がありました。皆様のご意見をいただきたいと思っております。

まず、公開についてですが、中央最低賃金審議会の目安協報告では「公労使三者が集まって議論を行う部分は公開することが適当」とされており、地賃の審議においてもこれに準じることになるかと思っておりますので、従来、非

公開としてきた部分について、運営規程に基づき「基本的に会議は公開とするが、何らかの支障等のおそれがある場合は、会長或いは部会長は委員の意見を聞きながら公開・非公開を判断する」ということでいかがでしょうか。

意見陳述についてですが、昨年も目安伝達本審と異議審において意見陳述を受けていましたが、今年度も希望があればそれぞれ意見陳述を受けてもいいと思いますがいかがでしょうか。

【森脇委員】 公開と意見陳述についてですが、会長の意見の通りで結構です。

【景山委員】 労働者側も基本的に賛成とします。

1点要望させていただきますと、マスコミ報道ということに限って、先行して我々の思いが市民や県民に伝わるというツールになっていますが、その際に公平性や中立性を担保とした記事を書いていただきたいということを審議会からマスコミ各社或いは傍聴なされる関係者に対してお願いしていただきたいと思います。

【森脇委員】 その提案で結構です。

【会 長】 それでは、会議の公開化については「公労使三者が集まって議論を行う部分は公開とするが何らかの支障等のおそれがある場合は、会長・部会長は委員の意見を聞きながら公開・非公開を判断する」ということで、また、意見陳述は、希望があれば目安伝達の本審と異議申出の本審において行うということでもよろしいでしょうか。

それに加え、労働側委員からの提案につきましては、審議会の方からマスコミ等へお伝えすることでもよろしいでしょうか。

(「異議なし。」)

【会 長】 それでは、このような方向で行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

【会 長】 続きまして、会議次第の7「労働団体からの要請等について」ですが、先般、島根労働局長あてに全労連中国ブロック協議会及び島根労連から要請があったようですので、事務局からこの要請について報告をお願いします。

【室 長】 島根県労働組合総連合（島根労連）などからの要請が資料No.8のとおり6月8日にありました。

労働局長あての要請ですが、要請項目1「直ちに時給1,500円以上に引上げ、地域間格差を解消すること」及び要請項目6「審議会開催にあたっての意見陳述や完全公開等」の要請については、今後の審議にも関係することですので厚生労働省本省に報告するだけでなく、審議会へも伝える旨の回答を行っていますのでこのような意見・要望があったことについて審議会へも報告させていただきます。

要請に対する御意見があれば、その意見を付し本省へ報告することとなりますし、特段なければ本審議会へ報告した事実のみを本省報告することとなります。

また、労働団体からの要請ではございませんが、資料ナンバー9を御覧下さい。島根県弁護士会から5月30日付けの「最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明」が届きました。声明の要旨は、島根地方最低賃金審議会は、島根県最低賃金の大幅な引上げを図り、地域経済の健全な発展を促すとともに労働者の健康で文化的な生活を確保すべきであるとする意見の表明でございます。

表明に対して審議会の回答は必要ありませんが、表明に対する御意見があれば、その意見を付して本省へ報告することとなりますし、特段なければ本審議会へ報告した事実を本省報告することとなります。

労働団体からの要請及び弁護士会の声明について、取扱い等を御審議願います。

【会 長】 事務局から説明がありましたが、労働団体からの要請並びに弁護士会の声明について、意見があればそれも厚生労働省に伝えていただくこととなりますし、特になければ、「審議会は要請並びの声明の報告を受けた」という事実のみを厚生労働省に伝えることとなります。

要請並びに声明について、何かご意見はありますか。

【景山委員】 労働者の立場からいたしますといずれの団体から要請された内容についても読ませていただくと、気持ちは本当に良く分かる内容・趣旨であったように理解しています。しかしながら、本年度の審議につきましても、ここに集まっている委員で島根にふさわしい最賃を審議していきますが、この気持ちを受け取って審議会に臨んでいきたい。と言いますのも、賃金交渉は使われている者が雇用主と協議をするという形式が主なものでして、最賃について

も同じ背景があると我々としては自負しているので、気持ちを受け止めつつ審議に臨んでいくという意思を示させていただきたいと思います。

【森協委員】 使用者委員は特に意見はありません。率直に受け止めさせていただきます。

【会 長】 それでは、事務局はただ今の意見を付け加えた内容により、厚生労働省に伝えて下さい。

【会 長】 会議次第の8番目の「その他」ですが、委員の皆様、何かありますか。

(「ありません。」)

【会 長】 事務局から何かありますか。

【室 長】 まず、事業場視察についてです。視察は地域等の実態を直接認識する機会とするために実施するものですが、今年度は松江市の樋野電機工業有限会社様にご快諾いただきました。視察結果につきましては、次回の本審で報告いたします。

次に、特定（産業別）最低賃金ですが、7月末までには申出が予定されています。その申出がありましたら、運営小委員会を例年どおり開催したいと思います。

今後の開催日程については、審議会終了後に確認をお願いしたいと思います。

【会 長】 他にございませんか。

【会 長】 それでは、次回の本審は、①目安の伝達と②「改正諮問に関する関係労使の意見」が提出されれば意見陳述とその審議。この2つが主な内容となりますが本審議会は公開とします。

なお、議事録も公開となりますのでご承知おきください。

以上をもちまして、本日の会議はこれで終了となります。ありがとうございました。